

西東京市集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、家庭廃棄物の適正な排出及び管理が行われている集合住宅の集積所を市が優良集積所として認定し、当該優良集積所を広く市民に周知することにより、集合住宅におけるごみの分別及びごみの減量に関する意識の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成13年西東京市条例第127号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。
- (2) 集積所 家庭廃棄物を排出する場所をいう。
- (3) 集合住宅 同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が2以上ある建築物をいい、当該建築物の敷地内に集積所を設けているものをいう。
- (4) 優良集積所 家庭廃棄物の適正な排出及び管理が行われている集合住宅の集積所をいう。

第3 対象となる集積所

優良集積所の認定の対象となる集積所は、集合住宅の集積所であって、1年以上継続して使用しているものとする。

第4 認定基準

優良集積所の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 集合住宅の所有者又は管理者（以下これらを「所有者等」という。）が家庭廃棄物の分別を集合住宅の住民に周知していること。
- (2) 集合住宅の住民が家庭廃棄物の適正な排出を実施していること。
- (3) 所有者等が不法投棄の対策を講じていること。
- (4) 所有者等が定期的に清掃等を行うことにより、集積所の適正な維持管理をしていること。
- (5) からす、猫等による家庭廃棄物の飛散を防止する対策を講じていること。
- (6) 所有者等又は集合住宅の住民が資源物収集籠を適正に管理していること。

第5 申請

優良集積所の認定を受けようとする所有者等は、優良集積所の認定に係る申請を市長にしなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、原則として優良集積所の認定を受けようとする日の2月前までに行わなければならない。

第6 認定

市長は、第5第1項に規定する申請があったときは、別に定めるチェック表を用

いて集積所の立入調査（施錠等の理由により市の職員のみでの立入調査ができないときは、所有者等の立会いを求めるものとする。以下同じ。）を行うことにより、当該集積所における日常の家庭廃棄物の排出状況等について、第4に規定する認定基準に適合しているか審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査等により、第5第1項に規定する申請があった集積所について、優良集積所と認めたときは、当該集積所を優良集積所として認定するものとする。
- 3 第1項の規定による立入調査において、当該申請に係る集合住宅の集積所に認定基準に適合しない項目（以下「不適合項目」という。）があるときは、市長は、当該不適合項目に関し改善を求めるものとする。
- 4 市長は、前項に規定する要求により不適合項目が改善されたときは、再度立入調査を行い、適合すると認めるときは、当該集積所を優良集積所として認定するものとする。

第7 認定書の交付

市長は、第6第2項及び第4項の規定により優良認定集積所の認定を行ったときは、当該認定に係る申請をした者に認定書を交付するものとする。

- 2 前項の規定により認定書を交付された者（以下「認定者」という。）は、認定書を優良認定集積所の認定を受けた集積所（以下「認定集積所」という。）に掲出するものとする。

第8 変更等

認定者は、認定集積所に変更等が生じた場合は、速やかに市長に変更届を提出し、市長の承認を受けなければならない。

第9 定期調査等

市長は、認定集積所の維持管理の状況について定期的に調査し、及び確認するものとする。

- 2 前項の規定による調査等において、認定集積所に不適合項目があったときは、市長は、当該不適合項目に関し改善を求めるものとする。

第10 認定書の返還

市長は、認定集積所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定者に対してその旨を通知し、認定書を返還させるものとする。

- (1) 第9第2項の規定による不適合項目に関し全く改善されないとき。
- (2) 認定集積所が集積所として使用されない状態となったとき。
- (3) その他認定書を認定集積所に掲出することが不適切であると市長が認めるとき。

第11 辞退

認定集積所の認定を辞退しようとする認定者は、辞退届に認定書を添えて、市長に提出するものとする。

第12 台帳

市長は、認定書の交付、返還等に関し、台帳等を整備するものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、認定集積所の認定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。